



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表
令和4年10月27日

担当

滋賀労働局労働基準部

監督課長

主任地方労働基準監察監督官

専門監督官

(電話) 077-522-6649

中井 隆裕

堀 貴志

榎並 知之

令和4年度過労死等防止啓発月間について

～11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、
「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。～

滋賀労働局（局長 小島 裕）は、過労死等防止啓発月間である11月に、過労死等につながる過重労働などへの対応として「過重労働解消キャンペーン」等の取組を行います。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【過重労働解消キャンペーンの概要】

1 実施期間： **令和4年11月1日(火)から11月30日(水)**までの1か月間

2 具体的な取組

- 労使の主体的な取組を促進するため、使用者団体や労働組合に対し、労働局長がキャンペーンに向けた協力要請を直接行います（詳細は別紙）。
- 「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働基準監督官が相談に対応します。

実施日時： **11月5日(土)9:00～17:00**

フリーダイヤル： **0120(794)713**（なくしましょう 長い残業）

- 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を紹介します。【11月上旬に別途広報予定】
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（詳細は別紙）。
過労死等の防止活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。
過労死遺族、弁護士による講演や、企業からの事例発表を行います（参加無料）。

開催日時： **11月29日(火)13:30～16:00**

会場：ピアザ淡海 滋賀県民交流センター 3F 大会議室

- 重点監督を実施します。
長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して監督指導を実施します。

1 取組の趣旨・概要

雇用の推進と働きやすい滋賀の実現をめざし策定した「滋賀県雇用推進プラン」(※1)に基づく取組のうち、「働き方改革の推進」を重点的に取り組むべき重点課題の1つとして位置付ける共同宣言(※2)を行っていることから、キャンペーンに先立ち、使用者団体と労働組合に対して長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、主体的な取組を促します。

※1 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」(滋賀県・滋賀労働局・連合滋賀・(一社)滋賀経済産業協会)において平成27年3月に決定。

※2 平成29年3月27日に実施し、平成30年3月23日にも一層の推進を図るための共同宣言を改めて実施。

2 具体的な取組

(1)日本労働組合総連合会滋賀県連合会への要請

- ◎ 日 時：令和4年10月24日(月)
- ◎ 場 所：日本労働組合総連合会滋賀県連合会(大津市松本2-10-6)
- ◎ 出席者：日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長代理 白木 宏司 氏 ほか
滋賀労働局 局長 小島 裕 ほか

(2)一般社団法人滋賀経済産業協会への要請

- ◎ 日 時：令和4年10月28日(金)
- ◎ 場 所：コラボしが21(大津市打出浜2-1)
- ◎ 出席者：一般社団法人滋賀経済産業協会 会長 石井 太 氏 ほか
滋賀労働局 局長 小島 裕 ほか

(3)使用者団体、労働組合などへの要請

そのほか、関係団体、地方公共団体等へも協力要請を行います。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2022年11月29日(火)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

ピアザ淡海 滋賀県民交流センター
3F 大会議室

(滋賀県大津市におの浜1-1-20)

基調講演

「労働者側弁護士からみた
望ましい労務管理のあり方」

弁護士・海道法律事務所 海道 宏実 氏

参加
無料
事前申込

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

なくしましよ^う 長い残業 **0120-794-713**

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましよ^う

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日祝日 9:00～21:00

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は？

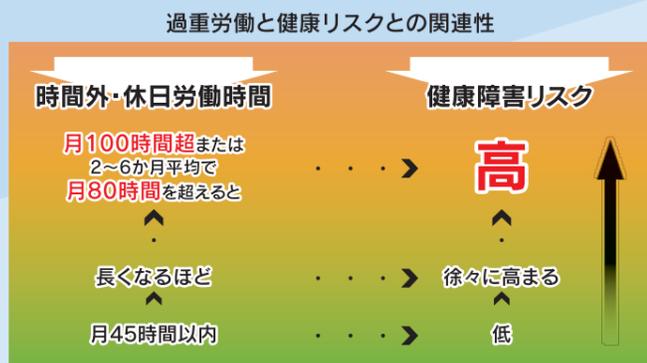
知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
 ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)